

# 警戒度レベル「特定警戒」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2(2020)年12月30日(水)～令和3(2021)年1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

## ●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ 栃木県特定警戒行動を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請  
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)  
■特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するよう要請

## ●事業者に対する協力要請

- ・ 一部の市町における酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む)に対し、営業時間短縮を要請(特措法第24条第9項)  
【地域】宇都宮市全域 【期間】1月8日(金)～1月22日(金) 【内容】20時から翌朝5時までの営業休止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 飲食店(宇都宮市内の酒類を提供する飲食店(カラオケ店を含む)を除く。)、遊興施設、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗(1000㎡以上)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗(1000㎡以上)について、20時までの営業時間短縮の働きかけを実施
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

## ●催物(イベント等)の開催に関する協力依頼については別途定める

※学校においては、感染リスクの高い教育活動を控えた上で、通常登校を継続する

# 催物（イベント）の開催に関する協力依頼

## 緊急事態宣言対象地域と同等の開催制限を要請

期間：令和3年(2021)年1月12日（火）～1月31日（日） ※終期は予定。状況を見て判断。

### 【人数上限等】

- 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	• 人数制限なし • 適切な感染防止対策を講じること

### 【留意事項】

- 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- 1月8日時点で販売済のチケット及び1月11日までに販売されるチケットは、上記は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、1月12日から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

## (1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。</li> <li>・*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。</li> </ul>
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。</li> <li>・*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</li> <li>・*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</li> </ul>

## (2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）</li> <li>・*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと</li> <li>・*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）</li> </ul>
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗いの奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒</li> </ul>
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避</li> <li>・*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）</li> </ul>

## イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> <li>・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。</li> </ul> <p>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</p>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> </ul> <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進</li> <li>・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。</li> <li>・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul> <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表</li> </ul>
<b>(3) イベント開催の共通の前提</b>		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> </ul> <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談</li> </ul> <p>*全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

## 協力金の対象期間及び支給額の変更について

### 【対象期間】（変更前）

1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間

### ⇒（変更後）

① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間

② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間

③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間

※営業時間短縮の準備ができた店舗から始めていただけるよう、対象期間を3種類としました。

### 【支給額】（変更前）

1店舗あたり 30万円

⇒（変更後）①の場合 1店舗あたり 60万円

②の場合 1店舗あたり 56万円

③の場合 1店舗あたり 52万円

※宇都宮市と共同で実施します。

※なお、宇都宮市では、別途上乘せを検討しています。